

佐賀県母子福祉センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年 3月25日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第19号

佐賀県母子福祉センター設置条例の一部を改正する条例

佐賀県母子福祉センター設置条例（昭和40年佐賀県条例第11号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>佐賀県母子福祉センター設置条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第38条に規定する施設として母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上を図り、<u>あわせて広く県民福祉の向上に資するため、佐賀県母子福祉センター（以下「母子福祉センター」という。）を設置する。</u></p> <p>（位置）</p> <p>第2条 <u>母子福祉センター</u>は、佐賀市に置く。</p> <p>（指定管理者）</p> <p>第3条 知事は、<u>母子福祉センター</u>の管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>（1） <u>母子福祉センター</u>の運営に関する業務</p> <p>（2） <u>母子福祉センター</u>の施設の利用に関する業務</p> <p>（3） <u>母子福祉センター</u>の施設の維持及び管理に関する業務</p> <p>3・4 略</p> <p>（利用料金）</p> <p>第4条 <u>母子福祉センター</u>の施設を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金は、<u>母子福祉センター</u>の施設の維持及び管理に</p>	<p style="text-align: center;"><u>佐賀県ひとり親家庭サポートセンター設置条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上を図り、<u>あわせて広く県民福祉の向上に資するため、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第38条に規定する施設として佐賀県ひとり親家庭サポートセンター（以下「センター」という。）を設置する。</u></p> <p>（位置）</p> <p>第2条 <u>センター</u>は、佐賀市に置く。</p> <p>（指定管理者）</p> <p>第3条 知事は、<u>センター</u>の管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>（1） <u>センター</u>の運営に関する業務</p> <p>（2） <u>センター</u>の施設の利用に関する業務</p> <p>（3） <u>センター</u>の施設の維持及び管理に関する業務</p> <p>3・4 略</p> <p>（利用料金）</p> <p>第4条 <u>センター</u>の施設を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金は、<u>センター</u>の施設の維持及び管理に必要な費</p>

改正前	改正後
<p>必要な費用を、当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者が定める。</p> <p>3 略</p>	<p>用を、当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者が定める。</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。